



RAI・REN 通信



令和4年11月24日 第11号

編集・発行: 岐阜県警察本部交通部交通企画課 (058-271-2424 内線5034)

飲酒運転は 重大犯罪!!



「自分だけは大丈夫」
「事故を起こさなければ大丈夫」
とっていませんか？

飲酒運転に
『大丈夫』は
存在しません。



ツイッター

交通安全情報

交通事故統計・分析

飲酒運転がもたらす社会的責任

社会的信用の失墜

- ・仕事を失う
- ・会社存続の危機



影響は家族にも

- ・報道され衆目にさらされる
- ・転校、転居も余儀なく...



運転者だけの問題ではありません!

○車両等の提供禁止

飲酒運転になるおそれのある者に、車両等を提供してはならない

罰則

- 提供を受けた運転者が酒酔い運転をした場合
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 提供を受けた運転者が酒気帯び運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



○酒類の提供禁止

飲酒運転になるおそれのある者に、酒類を提供し、また飲酒をすすめてはならない

罰則

- 提供を受けた運転者が酒酔い運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 提供を受けて運転者が酒気帯び運転をした場合
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



○同乗の禁止

車両の運転者が飲酒をしていることを知りながら、車両に乗せてくれるよう、運転者に要求・依頼をして同乗してはならない

罰則

- 運転者が酒に酔っていることを知りながら、酒酔い運転の車両に同乗した場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 上記以外の場合
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



お酒を飲んだら運転しない 誰でもできる約束です